

札 幌 市

未就学児をもつ保育士に対する
保育料の一部貸付

申込みのしおり

目 次

1	制度概要	2
2	申込みについて	3
3	貸付決定・交付について	5
4	手続一覧	6
5	注意事項	8
6	各種様式（様式第1号～第18号）	9

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。
（本会、ホームページからもダウンロードができます）

覚え書(必ず記入してください)

決定番号 _____

氏 名 _____

借受期間 _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで

借受月額 _____ 円

連帯保証人 _____

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 電話番号 _____

1 制度概要

(1) 趣旨

未就学児をもつ保育士に、保育所等の利用に係る保育料の一部を貸し付けて復職を支援することにより、札幌市内の保育士の確保に資することを目的とします。

(2) 貸付内容

貸付額	保育料の半額（月額 27,000 円以内）
貸付期間	未就学児をもつ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は保育所等に勤務を開始した月から起算して 1 年間を限度とする。
利子	無利子
交付	分割交付：原則 3 か月ごとに貸与 ① 4 月交付（4～6 月分） ② 7 月交付（7～8 月分） ③ 9 月交付（9～12 月分） ④ 1 月交付（1～3 月分）

(3) 返還免除

札幌市内（以下、「市内」という）の施設又は事業所（以下、「保育所等」という）において、週 20 時間以上を 2 年間継続して保育の業務等に従事した場合

（ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、借受者本人の意思によらず、市外において当該業務に従事した期間については、業務従事期間に算入して差し支えない）

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 市内の保育所等において保育の業務等に従事しているとき（2 年を限度とする）
- ② 災害、疾病、負傷、産前・産後休暇、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（2 年を限度とする）

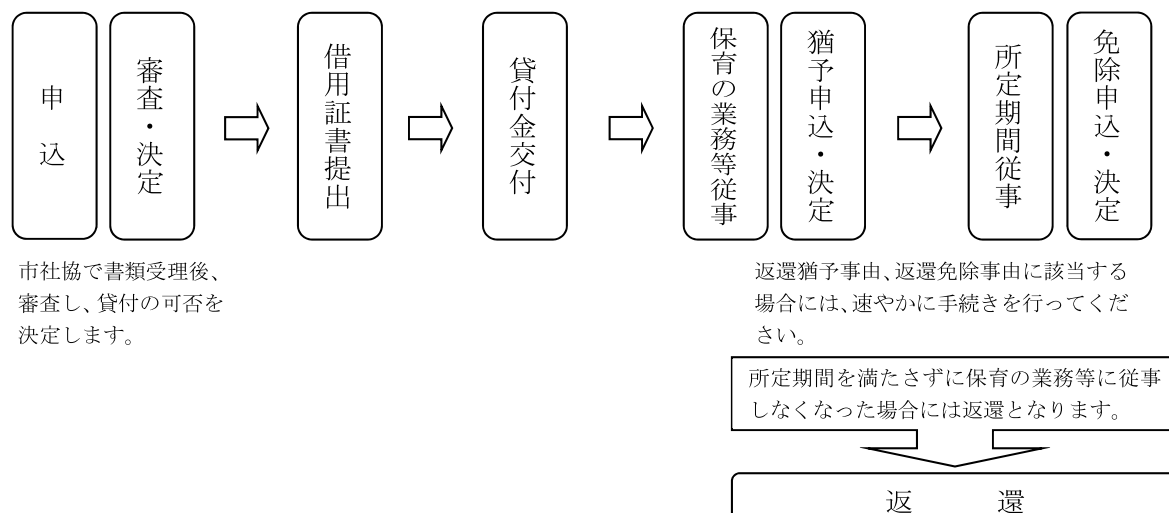
(5) 返還

返還期間	2 年以内（貸付期間の 2 倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（繰上返還も可）
延滞利子	返還期間内に完済されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年 3 % の延滞利子を徴収

(6) 申込み及び貸付決定

札幌市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）にお申込みください。市社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

< 申込から返還免除までの流れ >



2 申込について

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 未就学児をもつ保育士であること
- ② 子どもの保育所等の利用が決定していること（市内及び隣接市町村の保育所等を含むが、市町村が発行する、「保育所等利用調整結果通知」及び「利用者負担（上限）額決定（変更）通知書」に準ずるものが提出できること）
※保育料の利用負担額等が市町村から発行されない認可外保育所（企業主導型含む）、認定こども園（1号）、幼稚園、事業所内保育（従業員枠）、病後児デイサービス、一時預かり等については、貸付対象期間に負担した保育料から施設等利用支給額を差し引いた額が確定後（2週間以内に）の申込みとし、その場合は一括での貸付金交付となります。（ただし、保育料の領収書及び市町村が発行する、「施設等利用費支給決定通知」が提出できること）
- ③ 市内の以下の保育所等に新たに勤務することが決定（また、同じ保育所等に、1年以上離職して再雇用される者を含む）している、もしくは産後休暇又は育児休業から復帰すること
 - i）保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ii）幼稚園のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（ただし、札幌市一時預かり事業の対象園の認定を受けていること）
 - ・ iiiに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - iii）認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定されたもの）
 - iv）家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業（ただし市町が行うもの及び児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可をうけたものに限る）
 - v）病児保育事業（ただし児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出を行ったものに限る）

- vi) 一時預かり事業（ただし児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったものに限る）
- vii) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- viii) 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
- ix) 企業主導型保育事業
- ④ 保育士として週 20 時間以上勤務すること
- ⑤ 他都道府県等が実施する未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けていないこと
- ⑥ 2 年以上継続して市内の保育所等にて保育の業務等に従事する意思を有すること

(2) 連帯保証人（次の要件をすべて満たしている方を 1 名立てること）

- ① 申込者とは別世帯で、独立の生計を営む成年者（所得税が課税されていること）
- ② 他の都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと

(3) 申込方法

- ① 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、市社協まで提出してください。
- ② 書類提出期限は、募集要項にて確認してください。提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理できませんのでご了承ください。

(4) 貸付申込書類記入上の注意

- ① 貸付申請書のそれぞれ借受人・連帯保証人ご自身による署名捺印をお願いします。
- ② それぞれの印鑑はすべて印鑑登録印を使用してください。
- ③ 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印（印鑑登録印）を押し、書き直してください。
- ④ 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

(5) 住民票について

- ① 発行後 3 か月以内に、申請書に記入した現住所の住民票で、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないものを提出してください。
- ② マイナンバーの記載のない住民票を提出してください。（マイナンバーの記載のある住民票は受付できません）

(6) その他

本貸付制度を借り入れして滞納がある場合は、各種貸付資金の申し込みはできません。

3 貸付決定・交付について

(1) 借用書の取り交わしについて

貸付を決定した場合は、原則借受人及び連帯保証人が市社協に來所し手続きを行います。（平日 9 時から 16 時 30 分の間で 30 分程度を予定）

(2) 交付方法について

① 市町村発行の保育料利用者負担額決定通知等証明がある場合

i) 年 4 回の分割交付となります（4 月、7 月、9 月、1 月）

ii) 初回は、借用証書手続き後の送金となります。

② 市町村発行の保育料利用者負担額等証明がない場合（保育料確定後申込み受付）

i) 借用証書手続き後、一括交付となります。

(3) 交付後について

年に 1 回、就業確認のために、就業確認書（様式第 7 号）及び業務従事期間証明書（様式第 10 号）の提出が必要です。

4 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付に関する手続一覧

事項	提出書類	様式
資金の貸付を受けようとする時	1 申込者	第 1 号
	①未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付申請書	
	②同意書	第 2 号
	③住民票（マイナンバーの記載のないもの） ・世帯全員のもので省略していないもの ・発行後 3 か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票 ※しおり P4（5）詳細	
	④所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員について以下のいずれか一つを提出） ・源泉徴収票の写し ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの）もしくは、所得証明書（役所で発行・税額が記載されているもの）	—
	⑤保育士証の写し	
	⑥市が発行する保育所等利用調整結果通知もしくはそれに準ずるもの（領収書等）	—
	⑦市が発行する利用者負担（上限）額決定（変更）通知書もしくはそれに準ずるもの	—
	⑧雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間を記載）	—
	⑨産休・育休明けの勤務となる者は、復職証明書（園発行の産休・育休期間、復職日、氏名の記載と公印があるもの）等	—
貸付決定を受けた時	2 連帯保証人	第 3 号 第 4 号 第 5 号 第 7 号
	①住民票（マイナンバーの記載のないもの） ※発行後 3 か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で省略していないもの ※しおり P4（5）詳細	
	②所得を証明する書類（以下のいずれか一つを提出） ・源泉徴収票の写し ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの）もしくは、所得証明書（役所で発行・税額が記載されているもの） ・年金受給者の場合は公的年金等の源泉徴収票の写し、または所得証明書（税額が記載されているもの）	
	③誓約書	
	④振込口座届出書	
	⑤借用証書（申込者が収入印紙を貼付）	
貸付を受けることを辞退する時	④就業確認書	第 6 号
	⑤連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）	
業務従事中に定期的に提出	①業務従事期間証明書（年に 1 回）	第 10 号

事項	提出書類	様式
災害、疾病・負傷による休職、産休・育休、その他やむを得ない事由により返還の履行猶予を希望する時	①未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予申請書 ・猶予申請の理由がわかる書類を添付してください。	第8号
引き続き2年間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	①未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付返還債務免除申請書 ②業務従事期間証明書	第9号 第10号
上記以外で、1年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時 ※自己都合による離職等は、原則免除となりません	①未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付返還債務免除申請書 ②業務従事期間証明書 ③返還協議書 ④業務廃止届	第9号 第10号 第11号 第12号
未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	①返還協議書 ②業務廃止届	第11号 第12号
返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	①返還協議書	第11号
免除対象業務の施設等を変更した時	①業務従事期間証明書（前職のもの） ②業務従事施設等変更届 ③転職先の雇用契約書等の写し	第10号 第13号 —
死亡または障がい、行方不明等により未就学児をもつ保育料の一部貸付を返還することができなくなったとき	①死亡・行方不明等届 ・死亡届または住民票（除票）（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。	第14号
住所または氏名を変更した時	①住所・氏名等変更届 ・転居の場合は住民票（マイナンバーの記載のないもの）、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第15号
連帯保証人を変更したい時	①連帯保証人変更届 ②連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載のないもの） ③連帯保証人の印鑑証明書 ④連帯保証人の所得を証明する書類	第16号 —
連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	①連帯保証人住所・氏名等変更届 ・転居の場合は住民票（マイナンバーの記載のないもの）、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第17号 —
保育料が変更となった時	①保育料変更届 ②変更後の保育料の額が確認できるもの	第18号 —

※貸与中に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、市社協まで連絡してください。特に、貸与中は未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の振込みができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

5 注意事項

(1) 決定番号について

市社協では貸付決定時に付した決定番号により、貸付金の状況を管理しております。未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の貸与決定時に付与する決定番号は、すべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）、忘れないようにしてください。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

別の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として、前の施設の退職月の翌月中までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》：2024年8月15日付けで退職した場合には、2024年9月30日までに業務に従事する必要があります。

なお、転職に要した期間は、業務従事期間としては算定することは出来ません。転職先が免除対象の業務に該当するか否か分からない場合、業務を変更又は退職される場合は市社協まで連絡してください。

(4) 返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、必ず事前に市社協まで連絡してください。（ただし、その間を業務従事期間として算定することは出来ません。）

なお、休職せず退職される場合には、返還となる場合がありますので、退職前に必ず連絡してください。

(5) 保育料の変更について

貸付期間中に保育料が変更した場合、貸付額が変更となる場合がありますので、市社協までご連絡ください。

様式第 1 号－ 1 （用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

申込者	フリガナ			
	氏 名			
	住 所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)		
	保育士証	登録番号		登録年月日
	卒業養成校名		卒業年月日	
従事施設	フリガナ			
	名称			
	認可年月日			
	所在地	〒 (電話)		
就業・休業 期間等	雇用された日	年 月 日		
	産休・育休期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	職場復帰日	年 月 日		
連帯保証人	フリガナ			
	氏 名			
	住 所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)		
	本人との関係			
	勤務先	(名称) (住所) 〒 (電話)		
	職 業		年収	

※産休・育休から復帰された方は、その期間がわかる復職証明書等の添付が必要です。

※貸付決定後、借用書の取り交わしのため、申込者・連帯保証人の市社協への来所が必要です。

様式第1号－2（用紙 日本産業規格A4縦型）

借入期間	年 月～ 年 月（ か月）
借入金額	円

〈 家族の状況 〉

	氏 名	続 柄	生年月日	職業・学校
1		本 人		
2				
3				
4				
5				
6				

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申込みます。

申 込 者 氏 名 _____ ㊟

上記の申込みにより未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 _____ ㊟

様式第2号ー1（用紙 日本産業規格A4縦型）

札幌市保育士修学資金等貸付事業に係る 同意書

- 1 私は、貴社会福祉協議会における個人情報の取扱いについて、理解しました。
- 2 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の貸付相談において提供した個人情報について、必要な支援を受けるため、全国社会福祉協議会、札幌市をはじめとする行政機関(福祉事務所を含む)、民生委員、関係機関等に対し、提供することに同意します。

【個人情報の内容】

- ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ・健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ・就労、通学、通所状況に関する情報
- ・収入(課税状況など)、資産、債務等経済的状況
- ・福祉制度利用状況(生活保護の受給等)
- ・その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

- 3 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の利用に伴い、申込書などの提出書類に記載した個人情報について、貴社会福祉協議会の規程に基づいて取扱われることに同意します。
- 4 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私または私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
(暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2項にある「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不当行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会長 様
札幌市長 様

年 月 日

借受人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

札幌市保育士修学資金等貸付事業の 申込・利用に係る個人情報の取り扱いについて

○本貸付は、新たに保育士として稼働をすることが出来る方、また潜在保育士の稼働を可能とすることを目的に、低所得者等の方々へ資金をお貸しいたします。なお、目的を達成するために下記に記載している行政関係機関と適切な連絡調整を行うため、また制度要綱に沿った適正な事業を行うため、お預かりいたしました個人情報を行政関係機関と共有する場合があります。

○お預かりいたしました個人情報の共有に際しては、個人情報保護法及び個人情報保護規程に基づき適正かつ厳正に管理いたします。

【札幌市社会福祉協議会 個人情報保護規程（抜粋）】

（目的）

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（後略）

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（中略）

- （3）個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（後略）

（利用目的外の利用の制限）

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

（中略）

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（後略）

（取得の制限）

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

（中略）

- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）本人の同意があるとき。

（後略）

（個人データの第三者提供）

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（以下、後略）

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付規程を遵守することを誓います。

なお、借受金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名

⑧

私は、札幌市未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人 氏 名

本人との続柄(関係)

電話番号

⑨

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

振込口座届出書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電 話

㊤

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について、下記の口座への振り込みを届け出します。

届出区分
新規・変更

振込先口座	金融機関名	銀 行 信用金庫										本店 支店
	金融機関コード					支店コード						
	預金口座 番号に○をつけてください	1 普通	口座番号									
		2 当座										
	口座名義	フリガナ										
氏 名		(姓)						(名)				

※口座番号は、右詰で記入すること

※振込口座は、申込者の名義に限ります

※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付すること

様式第5号－1（用紙 日本産業規格A4縦型）

借 用 証 書

借用金額	金 円
------	-----

当該債務における返済の極度額は、元本の金額に加え、返済が延滞した場合に発生する利息額を含めた金額となります。

(収入印紙貼付)
契約金額が
1万円超 10万円
以下のもの 200円
10万円超 50万円
以下のもの 400円

割
印

私は、上記のとおり未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を借用しました。この資金は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に従い返還します。

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

実印

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

（注）連帯保証人の印鑑証明書を添付すること

様式第5号－2（用紙 日本産業規格A4縦型）

（確認事項）

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく市社協に届け出ること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 業務に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 市社協は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 市社協と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、市社協を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

- 4 返還期間内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

上記確認事項について承諾しました。

年 月 日

借入申込者氏名

実印

連帯保証人氏名

実印

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	交付済額	円
辞退	貸付金について 年 月分の交付から辞退します。		
理由			

※貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

就 業 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住所	〒		電話	固定 携帯
施設等 名称			種別	
施設等 所在地	〒		電話	
就業期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （現在の職場での就業期間） （うち、休職期間） ____年 ____月 ____日 から ____年 ____月 ____日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む			
就業時間	1週間あたり 時間（ 時～ 時： 日）			
職 種 ・ 内 容				
特記事項				

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借 入 金 額	円
返 還 残 額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月まで（ か月）
猶予申請の理由	

※猶予申請の理由がわかる書類が必要となります。

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

⑧

電話番号

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 金 額	円
返 還 済 額	円
未 返 還 額	円
免 除 申 請 額	円
免除申請の理由	
業 務 従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

※返還の免除を希望する時は、様式第10号「業務従事期間証明書」を添付してください。

様式第 10 号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

業務従事期間証明書

氏 名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	〒
勤務日数 (基本勤務時間)	1 週間あたり _____ 時間勤務 (_____ 時 ~ _____ 時、 _____ 日)
業務従事期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで (うち、休職期間) _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
上記の者が記載した条件で業務に従事していた（従事している）ことを証明します。 年 月 日 (雇用主) 施 設 名 住 所 施設長名 _____ (公印) 電話番号	

様式第 1 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

返 還 協 議 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

印

貸付けを受けた社会福祉法人札幌市社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について、下記のとおり返還を希望します。

貸 付 金 額	円		
貸 付 期 間	年 月 から 年 月まで		
返還理由発生年月	年 月	返還理由	
返 還 期 間 (貸付期間の 2 倍に相当する期間内)	年 月 から 年 月まで (回)		
返 還 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括		
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第 12 号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

業 務 廃 止 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 年 月 日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	〒 電話番号
職 種	

※様式第10号「業務従事期間証明書」を添付してください。

様式第13号（用紙 日本産業規格A4縦型）

業務従事施設等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 等 の 名 称		
施設等の所在地	〒	〒
職 種		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 様式第10号「業務従事期間証明書」（変更前）
- (2) 転職先の雇用契約書等の写し

様式第14号（用紙 日本産業規格A4縦型）

死 亡 ・ 行 方 不 明 等 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

届出人・続柄

住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり社会福祉法人札幌市社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けた債務者の状況を報告します。

1 債務者（借受人・連帯保証人）

決 定 番 号	
住 所	〒
氏 名	
勤務先施設等の名称	

2 死亡等の日 年 月 日

※死亡届（写）または住民票除票（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。

様式第 15 号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

住 所 ・ 氏 名 等 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、発行後 3 か月以内の住民票（マイナンバーの記載がなく、かつ世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第16号（用紙 日本産業規格A4縦型）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊦

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

1 新連帯保証人情報

フリガナ			男・女	電話	固定	
氏 名					携帯	
住 所	〒 -					申込者との関係
生年月日	年 月 日 (歳)	世帯人数	人	前年收入	約 万円	
勤務先名称			勤務先住所			

2 変更理由

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、札幌市未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名

実印

様式第 17 号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

連帯保証人 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、発行後 3 か月以内の住民票（マイナンバーの記載がなく、かつ世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第18号（用紙 日本産業規格A4縦型）

保 育 料 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり保育料が変更となったので、届け出ます。

1 変更額

変更前	変更後
円	円

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

変更後の保育料の額が確認できるもの

《 お問い合わせ先 ／ 事務局 》

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

地域福祉課生活福祉係（保育士関係資金担当）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1

札幌市社会福祉総合センター3 階

TEL (011) 614-0169 ／ FAX (011) 614-1109

URL <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/>